

顧問先各位

<ご一読推薦者>

- 経営者
- 経理担当者
- 従業員

初鹿会計事務所（認定経営革新等支援機関）

〒400-0043

山梨県甲府市国母 8 丁目 4 番 40 号

TEL 055-220-6885

FAX 055-220-6887

URL <https://www.hatsushika-kaikei.com/>

令和 6 年分年末調整の変更点

・所得税の定額減税

令和 6 年分所得税について、定額減税が実施されています。年末調整の際には、年末調整時点の定額減税の額（年調減税額）を算出し、年間の所得税額の計算を行います。

①年末調整の際に定額減税の対象となる人

年末調整対象者が、年末調整で算出された所得税額（年調所得税額）から年調減税額を控除する年調減税の対象者となります。ただし、合計所得が 1,805 万円（給与収入のみの場合は 2,000 万円）を超えると見込まれる場合は、定額減税の適用はありません。

②年調減税額の計算方法

年調減税額は、本人 30,000 円と、同一生計の配偶者や扶養親族（いずれも居住者に限る）1 人につき 30,000 円との合計額となります。扶養親族や配偶者の有無は年末調整時の申告書類によって確認します。

③年調減税額の控除

年調所得税額（住宅借入金等特別控除を受ける場合、その控除後の所得税額）を上限として年調減税額を控除します。

また、控除後の金額に 2.1% を乗じて復興特別所得税も計算します。

障害者法定雇用率と納付金・調整金

障害者雇用促進法によって、企業等は、その常時雇用している労働者数の一定の割合（法定雇用率）に相当する人数以上の障害者を雇用することが義務づけられています。

※法定雇用率 民間企業・・・2.5%（労働者数 40.0 人以上の規模の企業等）

（1）障害者雇用納付金の納付

常時雇用している労働者数が 100 人を超える企業等で障害者法定雇用率を未達成の場合は、法定雇用障害者数に不足する障害者数に応じて 1 人当たり月額 50,000 円の障害者雇用納付金を納付する必要があります。

（2）障害者雇用調整金の支給

常時雇用している労働者数が 100 人を超える企業等で障害者法定雇用率を超えて障害者を雇用している場合は、障害者法定雇用率を超えて雇用している障害者数に応じて 1 人当たり月額 29,000 円（令和 6 年 4 月 1 日以降、支給対象人数が年 120 人月超過分は 1 人当たり月額 23,000 円）の障害者雇用調整金が事業主からの申請により支給されます。

（3）報奨金の支給

常時雇用している労働者数が 100 人以下の企業等で各月の常時雇用している障害者の数の年度間合計数が一定数（各月の常時雇用している労働者数の 4% の年度間合計数又は 72 人のいずれか多い数）を超えて雇用している場合は、その一定数を超えて雇用している障害者数に応じて 1 人当たり月額 21,000 円（令和 6 年 4 月 1 日以降、支給対象人数が年 420 人月超過分は 1 人当たり月額 16,000 円）の報奨金が事業主からの申請により支給されます。

（4）在宅就業障害者特例調整金、在宅就業障害者特例報奨金

在宅就業障害者に仕事を発注した納付金申告対象事業主に対し、支払った業務の対価に応じて「在宅就業障害者特例調整金」が申請により支給されます。また、在宅就業障害者に仕事を発注した報奨金申請対象事業主に対し、支払った業務の対価に応じて「在宅就業障害者特例報奨金」が申請により支給されます。

詳しい内容、ご不明な点等ございましたら、お気軽に窓口担当者までお問い合わせください。